資料2－4

一人当たり保険税必要額の本算定のイメージ（埼玉県全体）

※保険税の収納額が保険税必要額に満たない部分については、一般会計からの繰入れや基金の取り崩し等により補てんしている（市町村ごとに差異有）。

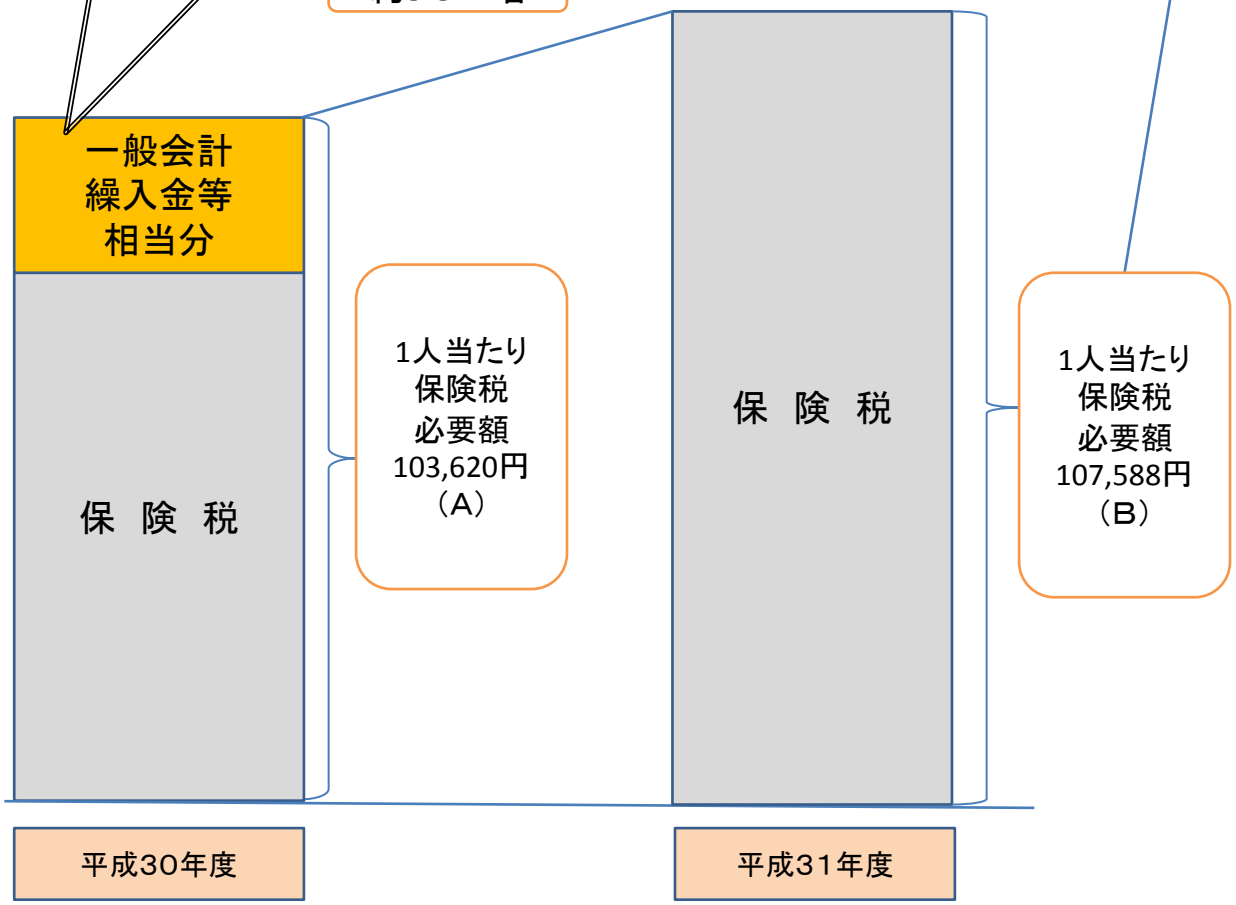

※解消すべき一般会計からの繰入れ等を行なわず、保険税だけで必要額を賄う場合には、市町村ごとに予定収納率を設定し、保険税率等を設定する必要がある。

【増加の主な要因】

〇被保険者一人当たりの保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の合計額は上昇している（自然増分）。
　H30→H31　伸び率 約2.6%
　＜一人当たり保険給付費等＞
　　H30　355,880円　→　H31　365,195円

〇前期高齢者交付金等の29年度分の精算により本県への交付分が減少した。
　H30→H31　増要因 約1.5%
　＜一人当たり追加交付額＞
　　H30　5,289円　→　H31　3,683円